

兵庫県公報

令和3年7月30日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（高齢政策課）…………… | 1 |

公布された法令のあらまし

◎介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号の2）
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正により、介護保険財政安定化基金による令和3年度から令和5年度まで及び令和6年度から令和8年度までの市町への貸付金の償還期限が特例的に延長されること等に伴い、所要の整備を行う。

規 則

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号の2

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第8条中「同年度の末日までに、」を「当該各年度の末日までに」に改める。

第11条第1項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（令和3年度から令和5年度までの貸付金の償還方法の特例）

2 条例附則第3項の規定の適用を受ける借入市町が同項の規定により令和3年度から令和5年度までの計画期間における貸付金の償還を行うときは、同項に規定する各年度の償還額について当該各年度の末日までに償還しなければならない。

（令和6年度から令和8年度までの貸付金の償還方法の特例）

3 条例附則第6項の規定の適用を受ける借入市町が同項の規定により令和6年度から令和8年度までの計画期間における貸付金の償還を行うときは、同項に規定する各年度の償還額について当該各年度の末日までに償還しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。